

2018年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、国民健康保険制度について

(1) 保険税の引き上げは行わないでください。

① 一般会計法定外繰入を増額し、「払える保険税」にしてください。【保険年金課】

2018年4月から新国保制度がスタートしました。厚労省は、1月の全国国保課長会議で「総額400億円の保険料激変緩和財源」の活用や法定外繰入、財政調整基金の取崩し等も含めて「住民負担への配慮」を求めています。しかし、埼玉県内では、少なくない自治体で法定外繰入額の縮小や保険税の引上げが行なわれました。

住民負担への配慮を行い、現在でも「高すぎる保険料」から「払える保険税」にするために一般会計法定外繰入を増額をはじめ、財政調整基金を活用するなどして、これ以上の保険税の引き上げを行なわないでください。

また、1月厚労省は赤字解消計画の提出を求める通知を出しましたが、国保世帯に負担を強いる計画は行なわないでください。

【回答】

平成30年度から、県単位での運営となり、市町村の保険税率などの標準的な算定方法が示され、国保財政運営の安定に向けた統一的な方針に基づき運営することとなります。当市の平成30年度の国保税は据え置きとなり、平成31年度以降、国保財政の安定に向けた取組みの中で保険税率の改正について検討していくこととなります。

また、県内の統一的な運営方針である「埼玉県国民健康保険運営方針」では、赤字市町村は、平成35年度までの6年以内に赤字を解消する段階的な目標を設定することとしています。そのため、法定外繰入を行っている当市におきましても、段階的に赤字を削減・解消する必要があるものとされております。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。【保険年金課】

国保は、国民皆保険を支えるものとして、健保組合などの被用者保険に加入できない非正規労働者、高齢者、自営業者、小零細事業所の労働者などを対象としており、被保険者健保のような事業主負担がなく原理的に「自立」しがたい財政構造を持っています。発足当初から国が一定の財政負担を講じることとされ、当初は国が医療費の2分の1を負担、その後3分の1に削減されている経緯があります。このことで保険税負担が大きくなり、住民と直接向き合う自治体が一般会計からの繰り入れによって「住民の福祉の増進を図る」ために税負担を和らげようとしてきました。こうした経過を無視して「繰り入れをなくす」とするのは極めて乱暴で、憲法25条の趣旨に反することにもなります。

地方自治体、住民に負担を強いることなく、1984年当時の国庫負担率の45%の水準に戻すよう、国に強く要請してください。

【回答】

更なる財政支援の要望につきましては、埼玉県国保協議会や市長会などを通じて、国保財政の安定化のため、財政支援の拡充が図られるよう引き続き要望を行っていきたいと考えております。

③国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割としてください。

【保険年金課】

地方税法では応能割・応益割5対5を原則としていますが、少なからずの自治体では「標準割合5対5は低所得層に大きな負担になるので、現状では低所得者軽減も考慮」して「6.5対3.5」あるいは「7対3」前後に設定されています。昨年の要望書に対しては、国保の都道府県化にあたり賦課割合の見直しは「現状と大幅なかい離がない設定を検討したい」、「今後の保険税の見直しにあたっては低所得者層の負担を配慮する観点から、応能応益割合については慎重に検討したい」など低所得者に配慮する回答をしていただきました。引き続き、住民の負担能力に応じた国保税となるように改善してください。

【回答】

本市の医療給付費分での応能割と応益割は7対3という状況でございます。国民健康保険を被保険者全体で支えるという観点から、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることは重要であると考えておりますが、今後の保険税の見直しについては、県が算定した標準保険税率を参考に検討していくこととなります。

④子育て世帯へ、国保税の軽減をしてください。【保険年金課】

埼玉県内の市町村で、国保税均等割の子ども負担軽減措置を開始する動きがはじまりました。ふじみ野市・富士見市・杉戸町などで子ども多子世帯への軽減措置が開始されます。すべての市町村で子どもの均等割負担の軽減と拡充を行なってください。

子どもの均等割負担は被用者保険にはありません。国に対して子どもの国保税均等割軽減の制度化を求めてください。

【回答】

市独自の新たな減免については、現行制度の下では、その負担の財源の問題も生じることから、現段階では検討をしておりません。

(2)国保税の減免・猶予規定(国保法 77 条)の周知・活用を図ってください。

【保険年金課】

国保税の減免の実施は、埼玉県全体で一昨年と比較して4,569件と約1000件伸びましたが、滞納世帯数の2%にすぎません。(2017年社保協キャラバンアンケート

ト)。少しずつ利用率が伸びてきていますが、減免制度が機能しているとはいえない状況です。昨年に引き続き、ひと目で相談窓口がわかる広報やホームページの充実を図り、繰り返し減免制度の内容を住民に周知してください。保険証にも記載し活用の促進を図ってください。所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【回答】

減免制度の周知につきましては、納税通知書に同封している案内チラシや広報・ホームページに掲載し行っているところでございます。

また、国保税減免は、現在条例の規定に基づき、納税者の担税力など個々の事情に応じて決定しているところでございます。

なお、国保税の軽減措置につきましては、平成30年度においても軽減の判定所得を引き上げ、対象世帯の拡大を図りました。

(3) 国保税の滞納・差押えについては、住民に寄り添って対応してください。

【納税課】

国保の都道府県化にともない、国保税についてもインセンティブ改革により収納率向上を競い合うかたちになりました。収納率を引き上げるために、督促や差し押さえの強化につながるものが懸念されます。差し押さえの件数も4年前(2013年)のデータから埼玉県全体で1300件増加しています。

滋賀県野洲市では、納付が遅れている市民に対して、「よく来てくれた」と歓迎し、納付が遅れている状況を聞き取り、納税の猶予、生活保護の手続きの案内など市民に寄り添った対応をしています。また、昨年の要望書への回答には「差し押さえよりも自主納付を優先」、「納付の相談は、税務課税徴収担当だけに任せず、国保担当と連携を密にしていく」自治体もあります。社会保障である国保税の徴収や滞納に対しては、今後も寄り添った対応を行なってください。

差し押さえについては、生存権的財産や営業が不可能になる資産の差し押さえ、競売、法令無視の差し押さえはしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金・失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

【回答】

国保税が納期限までに納付されなかった場合には、法令に基づく督促状の送付に加え、電話催告や文書催告によって早期の納税を勧奨するとともに、納税が困難な方々への納税相談を呼びかけております。この納税相談等において、収入や財産状況を確認し、必要と認められる場合には滞納処分の執行を停止する等の緩和措置を適用しています。ただし、これらの催告等にもかかわらず納付や相談がされず、または誓約を履行せずに完納の見込みがたたない場合には、財産調査のうえで財産の差押を行い国保税に充当する場合があります。

(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

【保険年金課】

資格証明書の発行について、県内では 20 以上の市町村が資格証明書を発行していません。昨年の要望書に対する回答では「負担の公平」、「納付を促す機会を設けるため」など納税相談を誘導するような回答もありますが、資格証明書は医療機関窓口での支払いは全額自己負担となり、低所得者世帯では医療費を負担できず受診抑制、手遅れ受診につながる懸念があります。資格証明書の発行はやめてください。

【回答】

資格証明書の発行は行っておりません。

(5) 窓口負担の減額・免除について

①患者の一部負担金の減免規定(国保法 44 条)の活用をすすめて下さい。

【保険年金課】

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断されると手遅れになる可能性があります。滞納に関わる相談の際には、国保課や他の部門でも疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えてください。被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。

現在生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを拡充してください。

【回答】

一部負担金の減免については、国保法第 44 条、「上尾市国民健康保険に関する規則」に定められ、その取扱いについては、厚生労働省通知（「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取り扱いについて」）に基づき運用しているところでございます。

②一部負担金の減免制度があることを保険証に記載するなど、広く周知してください。【保険年金課】

減免制度を容易に申し込みできるようにしてください。国保税の通知などを利用して、減免制度が正しく活用できるよう広く周知してください。

【回答】

保険証への記載については、保険証の使用等に関する注意事項のほか、臓器提供に関する意思表示欄を設けていることもあり、周知の文面を記載することは難しいと考えます。

周知につきましては、ホームページで行っております。

(6) 国保運営協議会の委員を広く公募してください。【保険年金課】

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2017 年度は 2 つ増え 25 になりました。また、検討や研究するとした自治体も 14 となりました。引き続き、

国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く募集してください。

【回答】

上尾市国民健康保険運営協議会委員の選出において「被保険者を代表する委員」については、地域住民の代表として区長会連合会から推薦をいただき選出しております。

(7) 保健予防活動について

① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の内容を充実してください。

【保険年金課】

特定健診の自己負担は本人負担をなくして受診を促進してください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

【回答】

平成23年度から特定健康診査の自己負担額は無料にしております。

また、健診項目は国の基本項目のほか、心電図などの追加項目につきましても併せて実施し、生活習慣病の早期発見につながるよう努めております。

② ガン検診を受診しやすくしてください。【健康増進課】

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の自治体は、個別健診もすすめて下さい。

【回答】

本人負担につきましては、70歳以上、市県民税非課税世帯、上尾市国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、又は生活保護世帯の人は自己負担額が無料であり、有料の方でも検診費用の約1割に抑えております。乳がんにつきましては、受診率向上のため無料としています。

なお、肺がん・結核検診で喀痰検査の要件に該当し、本人が検査を希望した場合、喀痰検査の自己負担については喀痰容器代等のため、喀痰検査対象全員で負担有りとしています。

特定健診との同時受診につきましては、特定健診の封筒に個別がん検診等の受診券を同封するとともに、特定健診と個別がん検診等の受診開始時期をそろえて、受診者の利便性向上に努めています。

個別検診につきましては、大腸がん、子宮がん、前立腺がん及び乳がん（クーポン事業のみ）実施しております。

なお、肺がん・結核検診については、平成26年7月から集団検診と個別検診との選択申込制として実施しています。

③ 保健師を増員して、住民参加の健康づくりをすすめてください。【健康増進課】

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取

り組んでください。保健師を増員してください。

【回答】

住民参加の健康づくりにつきましては、上尾市健康増進計画「健康あげおいいきプラン」に基づき、上尾市健康増進計画推進会議を設置し、推進委員と市職員がともに健康増進施策に取り組んでいます。「からだ」「こころ」「くらし」の3分野・6つのグループに分かれ、具体的な取り組みを検討・実施しております。

また、市民の自主的な健康づくりの活動を支援するほか、地域に向けての出前健康教育、健康長寿サポーター養成等、健康課題の共有、正しい知識の普及に努めております。今後につきましても、保健師の増員も含めて、健康長寿をのばす体制づくりに努めてまいります。

2、後期高齢者医療について

(1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。【保険年金課】

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

【回答】

保養所施設の利用助成については、高齢者宿泊補助事業として国内の宿泊施設を対象とした1泊3,000円、年度内2泊を限度として宿泊補助を行っております。

後期高齢健康診査及び歯科健康診査においては、無料で実施しております。

なお、歯科健康診査については、健康増進課の事業において無料で実施しておりますが、平成29年度より前年度に75歳なられた被保険者のみ、埼玉県後期高齢者医療広域連合で無料の健康長寿歯科検診を実施しております。

人間ドックについては、制度開始時より20,000円の補助事業を継続して実施しており、平成27年度からは市内の指定医療機関だけではなく、市外の医療機関にも拡充し、同額の補助を実施しております。

実施期間は、後期高齢健康診査は5月～10月末まで、人間ドックは5月～翌年2月末までとなっておりますが、市外人間ドックについては年間を通じて補助を実施しております。

後期高齢健康診査及び人間ドックの受診率については、年々増加しておりますので、引き続き広報あげおやホームページ等にて周知に努め、受診率の向上を図っていきたいと考えております。

(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。【保険年金課】

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【回答】

上尾市の後期高齢者医療においては、資格証明書・短期保険証ともに発行していません。

短期保険証については、埼玉県内の32団体で発行しておりますが、上尾市においては、短期保険証の発行に至るまでに、保険料の納付が困難な被保険者との納付相談を実施し、分割納付等に結び付けているところでございます。

引き続き、被保険者の実情に合わせた納付相談を行っていきたいと考えております。

2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

1. 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、事業者の安定的確保を行ってください。【高齢介護課】（高齢者福祉担当）

市町村が担う要支援者向けの介護サービスの総合事業について、これまでどおり指定事業者がサービス提供をする「現行相当サービス」を継続できるよう、自治体がサービス提供事業所の確保と運営への支援をおこない、要支援者の受け皿を確保してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、設定した目標・計画との関係で、事業実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）の到達と課題、困難な点を教えてください。

また、事業の移行にともなう住民からの問い合わせ、苦情等があれば教えてください。

【回答】

現行相当サービスの指定事業者のみなし指定が平成30年3月に期限を迎えましたが、これまで指定を受けていた事業者のほとんどが引き続き指定を受け、現行相当サービスの提供を継続しております。これにより、今後も専門職の支援を必要とする要支援者が、適切なサービスを受けられるものと考えております。

総合事業では、従前サービスの人員基準などを緩和し、専門職ではない人が担い手となるサービスA、地域住民が担い手となるサービスBや保健医療の専門職が行うサービスCといった多様なサービスを実施しております。

事業は開始したばかりで実績の把握が十分にはできませんが、通所型サービスBでは見込みを上回る団体が補助金を申請しております。課題といたしましては、これらのサービスの普及啓発にあると考えております。

また、事業の移行にともなう住民からの問い合わせ、苦情等はございません。

2. 地域支援事業・介護予防事業について

(1) 第7期介護保険事業における地域支援事業は、計画的に実施するとともに必要な財政確保をおこなってください。【高齢介護課】（地域支援担当）

第7期介護保険事業における地域支援事業との予算と、各事業の見込額と利用者数の予想を教えてください。

地域支援事業の予算が予想を超えた場合の手立てをおしえてください。

地域支援事業については、新しい試みであり住民の理解が必要です。予算規模を含め、懸念される点や、住民への周知はどのようにおこなっているか教えてください。

【回答】

地域支援事業の平成 30 年度予算は、約 9 億円でございます。転倒予防を目的としたアッピー元気体操では、平成 32 年には事業額は約 2 千万円を見込んでおり、参加者はアッピー元気体操の参加者数及びボランティアの総数で、2,930 名を目標としております。

地域支援事業には、前年度実績などにより原則として上限額が設けられておりますが、上限額を超えた場合、市の状況に応じて事業を実施することもできる仕組みとなっております。

2025 年には団塊の世代が 75 歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる中で、市民への周知が重要だと認識しており、あげお市政出前講座を行うなど、普及啓発を図って参ります。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。【高齢介護課】（高齢者福祉担当）

高齢者人口の増加に伴います介護予防事業が重視される場所ですが、地域支援事業・介護予防事業として A 類型・B 類型について、サービスの担い手をどのように養成していますか。また、その進捗状況を教えてください。また、B 類型実施にあたっての課題を教えてください。

【回答】

総合事業における生活支援サービスの担い手の養成と資質向上を図るため、認定ヘルパー養成研修を開催しております。この研修は、これまで 5 回実施し、合計 215 名を認定いたしました。

また、訪問型及び通所型サービス B の実施にあたっての課題といたしましては、サービスの普及啓発にあると考えております。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。【高齢介護課】

（高齢者福祉担当）

当自治体における地域包括ケアシステムの重点課題を教えてください。医療・介護連携を含む地域包括ケアシステムの推進と、高齢者の自立支援・重度化防止がいわれていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化せず、生活全般にわたる支援策として総合的にすすめてください。自治体の生活支援サービスを教えてください。

なかでも、認知症の方への支援は、当事者、家族、住民にとって求められています。当自治体では、認知症の方への支援にどのようにとりくみ、今後、どのような支援が必要と考えているか教えてください。

また、在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

【回答】

高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、地域包括支援センターなどの相談窓口を設置するとともに、在宅支援サービスとして緊急通報システム、日常生活用具の給付、配食サービス、徘徊高齢者等探索サービス等を提供しています。

認知症の方への支援といたしましては、認知症高齢者の介護等で悩みを抱えている家族を支援するための介護家族会や認知症のご本人や家族向けのオレンジカフェを開催することで、相談体制の充実に取り組んでおります。今後も引き続きご本人の日常生活や家族の支援が必要と考えております。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、安心して在宅生活を送ることができるよう、充実に向けて検討いたします。

4、介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

【高齢介護課】（管理給付適正担当）

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。当該自治体で働く介護労働者に対して家賃補助するなど、独自の支援を行なってください。

介護労働者の処遇改善は、利用者や保険料の負担増につながる介護報酬の加算ではなく、国の一般財源で対応するよう国に要請してください。

また、介護職種の技能実習制度活用は、慎重であるべきです。当自治体の考え方と当市における実態を教えてください。

【回答】

介護サービスの基盤となる介護従事者の人材確保は重要であると認識しており、介護従事者の処遇改善や介護保険の制度充実を国に対して要請して参りたいと考えております。

市といたしましても、県と連携するとともに介護従事者の定着率向上のための好事例など、先進都市の取組について引き続き研究して参りたいと考えております。

また、現時点で、介護職種の技能実習制度に関するトラブルや苦情等の報告はございませんが、機会を捉えて、実態の把握に努めて参ります。

5、必要な人が入所できるよう特別養護老人ホームを増設し、特例入所については行政が責任を持って対応してください。

（1）特別養護老人ホームを増設してください。【高齢介護課】

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため計画的に増設し、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備を行なってください。

【回答】

市は第6期介護保険事業計画期間において、特別養護老人ホームの新設2か所を含む220床の増床を決定いたしました。各施設は予定どおり、平成30年4月までに運営を開始したところでございます。

また、平成29年10月時点で、特別養護老人ホームの待機者が213名であることを踏まえ、第7期計画介護保険事業計画では、特別養護老人ホーム1か所100床、グループホーム2か所36床、特定施設1か所80床の増床を予定しております。

(2) 特例入所については行政が責任を持って対応してください。【高齢介護課】

(管理給付適正担当)

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等によりそい、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。必要に応じ、行政として実情の把握に努めてください。

【回答】

要介護1・2の方の特養入所判断においては、今後も施設と情報の共有を行いながら、適宜意見表明をするなど、透明かつ公平な運用に努めて参ります。

6、地域ケア会議は、住民、介護保険制度利用者の必要な支援の相談の場としてください。【高齢介護課】(高齢者福祉担当)

地域ケア会議の開催状況と参加者の職種構成と人数を教えてください。地域ケア会議が、地域包括支援センターと委託のケアマネのアセスメントやプラン、経過記録などを監視するものとならないようしてください。

【回答】

地域ケア会議は平成27年度からこれまでに市単位の第1層地域ケア会議を7回、日常生活圏域単位の第2層地域ケア会議を35回開催したほか、個別のケース会議として第3層地域ケア会議を必要に応じて随時開催して参りました。

今年度からケアプランを作成するケアマネジャー等の人材の質の向上や支援を必要としている高齢者本人の有する能力の維持向上を目指し、医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士など多職種の専門職に助言を受けながら、ケアプランについて検討する自立支援型地域ケア会議を行って参ります。

実施方法や職種構成については、自立支援に繋がるよう、地域包括支援センター等と検討して参ります。

7、新たな保険者機能強化推進交付金への具体的な対応を教えてください。

【高齢介護課】(管理給付適正担当)

平成29年介護保険法改正により高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金として約200億円が平成30年度から開始されます。交付金約200億円の内都道府県に約10億円、市町村に約190億円が交付されることになっています。貴自治体での評価指標の達成見込みや交付金の使途について、

教えてください。

評価指標には要介護認定率の変化など、点数欲しさに機械的に対応した場合に高齢者や家族への負担を強いるのではないかとの懸念があります。ケアマネージャーなどの関係者の意見も十分聞いて慎重に対応をすすめてください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金は、その趣旨を踏まえ、地域支援事業や保健福祉事業を充実させ、高齢者の重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要であると考えております。評価指標については、原則9月末時点での実績が対象となることから、達成に向け努力して参ります。

また、評価指標に関する項目への取組にあたっては、関係各者と連携して参ります。

8、介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げて下さい。【高齢介護課】（保険料担当）

今年4月から多くの自治体で、保険料が値上げになりました。高齢者にとって大変な負担になっています。滞納者の増加と制裁措置者の増加が懸念されます。介護保険料の引下げを検討してください。

【回答】

第7期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定において、平成30年度～32年度の3か年の介護給付の見込みを算定し、第7期期間における市の保険料基準額を4,888円（月額）と決定しました。

本来であれば、第7期の保険料基準額は5,495円（月額）の見込みでしたが、市の介護保険給付費等準備基金の全額を取り崩すことで、第6期と比べ294円（6.4%）の増額と上昇抑制を図りました。

第7期の保険料基準額の全国平均は5,869円（月額）となっており、全国的に保険料は上昇傾向にありますが、介護予防事業や保険給付費の適正化を積極的に行い、引き続き保険料基準額が大幅な引き上げとまらないよう努めて参ります。

(2) 保険料を軽減する財源として、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。【高齢介護課】（管理給付適正担当）

①平成29年度末の財政安定化基金や介護給付費準備金の残高を教えてください。その基金や準備金を財源に保険料を引き下げてください。

平成30年度の介護保険事業予算の編成にあたり、介護給付費準備基金からいくら繰り入れたか教えてください。また介護給付費の総額を教えてください。

【回答】

平成29年度末における介護保険給付費等準備基金の残高は、約13.5億円であり、第7期介護保険料の算出にあたっては、その全額を取り崩し、介護保険料の上昇抑制を図っております。

また、平成30年度当初予算では、準備基金繰入金として3.5億円、介護保険

給付費として、約 139 億円を計上しております。

②第 6 期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数は、見込みどおりとなりましたか。第 7 期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数の見込みを教えてください。

【回答】

第 6 期介護保険事業計画での推計値は、給付総額約 397 億円、被保険者数約 176,000 人のところ、実績値は、給付総額約 370 億円、被保険者数約 176,000 人と被保険者数については、概ね見込みどおりとなっております。

また、第 7 期介護保険事業計画での推計値は、給付総額約 451 億円、被保険者数約 185,000 人でございます。

9、介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。【高齢介護課】

(保険料担当・管理給付適正担当)

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

第 7 期介護保険事業計画で盛り込んだ低所得者の保険料、利用料の減免制度を教えてください。生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

【回答】

介護保険料の減免については、介護保険法第 142 条により「上尾市介護保険条例第 12 条」に規定し、「上尾市介護保険料の減免に関する要綱」に基づき実施しております。

また、低所得者の保険料について、平成 27 年度 4 月より実施している第 1 段階の負担割合の軽減を第 7 期においても引き続き実施しております。

住民税非課税世帯の利用料については、市の単独事業として「上尾市介護保険法に基づくサービスの利用者負担額に係る助成費支給要綱」を定め、在宅介護に係る利用者負担額に助成費を支給しております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害者の暮らしの場の保障へ、地域で暮らせるための実態把握や整備・拡充への計画化をすすめてください。【障害福祉課】

(1) 障害者の暮らしの場の保障へ、障害福祉計画に反映させた待機者解消などの具体的施策を明らかにしてください。なお、現在の障害種別ごとの待機者数を教えてください。

【回答】

2 月 1 日現在の障害者支援施設の待機者数でございますが、身体障害者が 7 名、知的障害者が 4 6 名でございます。

また、障害福祉計画に反映させた待機者解消のための具体策はございませんが、

入所支援施設、グループホームや短期入所における待機者数の実態把握に努め、今後の障害福祉計画に反映してまいります。

(2) 入所支援施設及びグループホームについて、入所希望者が、可能な限り従前に居住していた自治体内、少なくとも近隣の市町村（障害保健福祉圏域内）で入所できるようにするための当面の改善策を講じてください。入所支援施設及びグループホームで生活している人について、自治体内、障害保健福祉圏域内、障害保健福祉圏域外の県内、県外で生活している人について人数を教えてください

【回答】

障害者入所施設については、埼玉県総合リハビリテーションセンターにおいて、入所調整を行っております。また、市では、グループホームの建設相談に応じるとともに、国・県等の補助事業として採択されることを前提に建設補助金を交付しております。

障害者支援施設の入所者数は、自治体内17名、障害保健福祉圏域内19名、障害保健福祉圏域外の県内132名、県外5名でございます。

グループホーム入居者数は、自治体内108名、障害保健福祉圏域内16名、障害保健福祉圏域外の県内32名、県外2名でございます。

(3) 登録待機者だけでなく、点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭の孤立化予防へ実態把握に努めるとともに、相談会や緊急時対策を検討してください。

【回答】

障害のある方や介護を行う親の高齢化に伴い、住み慣れた自宅での介護が困難となることや、親が亡くなった後、誰が継続して支援を行うか等が、今後の課題であると考えております。今後、アンケート調査などにより実態把握に努めてまいります。

2、重度心身障害者等の福祉医療制度に所得制限を導入しないでください。特に現物給付の広域化、精神障害者対策など拡充してください。【障害福祉課】

(1) 来年1月からの所得制限は導入しないでください。あわせて、独自の年齢制限や一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

県が来年1月から所得制限を導入することを決定し、補助金の交付対象が縮小されることになりました。本市といたしましては、制度の継続性が失われることのないよう、内容について検討して参りたいと考えております。

(2) 利用者の経済的負担や手続き上の負担が軽減される、窓口払いのない現物給付を実行しつつ、現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等への

働きかけを強化してください。

【回答】

市内の契約医療機関（医科・歯科・調剤）では、すでに現物給付を実施しております。現物給付の広域化、一部負担金及び精神障害者２級までの拡大などについては、市としては現行の制度変更を要望していく予定はありません。

（３）精神障害者は１級だけでなく２級まで対象とするよう検討してください。特に急性期入院については、病状の更なる悪化を防ぐ上でも、家族の日常生活を守る観点からも対象としてください。また、この一年間で福祉医療制度を受けた精神障害者の実利用人数を教えてください。

【回答】

精神障害者２級までの拡大については、市としては現行の制度変更を要望していく予定はありません。受給資格者のうち精神障害をお持ちの方は１９９人、平成２９年度の支給件数は５，１５６件、支給額は、２０，０５４，３４５円です。

３、国の政策委員会、県の障害者施策推進協議会に準じた協議機関を設置してください。【障害福祉課】

身体（肢体・視覚・聴覚内部）障害、知的障害、精神障害、難病患者団体を含めた構成をめざしてください。また障害者差別解消法や虐待禁止を推進する協議会の設置や運営の機能強化をめざしてください。

【回答】

平成３０年度から当事者団体や関係機関等の構成による「上尾市障害福祉施策推進委員会」を条例で設置しました。また、障害者差別解消法に関する協議会については、地域自立支援協議会がその事務を所掌し、対応しています。虐待防止に関する協議会は未設置ですが、今後検討してまいります。

４、障害者生活サポート事業を拡充してください。【障害福祉課】

（１）利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

現在、障害児者生活サポート事業については実施しているところです。近隣市町における軽減策の状況を把握し、制度の改善について検討してまいります。

（２）事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるような負担の応能化を県へ働きかけてください。

【回答】

補助金の増額等について、県へ要望してまいります。

5、福祉タクシー制度などを拡充してください。【障害福祉課】

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できるようにしてください。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないでください。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざしてください。

【回答】

(1) 上尾市では在宅の重度障害者を対象として、福祉タクシー券及び自動車燃料費の助成事業を行っております。

身体障害者手帳1、2級及び下肢、体幹の障害部位で3級の所持者(児)、療育手帳○A、Aの所持者(児)が対象です。精神保健福祉手帳所持者(児)は含まれておりません。

福祉タクシー券については、1月あたり2枚とし年間24枚を上限に給付しております。自動車燃料費助成については、18歳未満の者(児)は1月1,000円として年間1万2,000円、18歳以上の者は1月500円として年間6,000円を上限に給付しております。どちらかの制度の選択制となっており、併用はできません。その他所得制限や年齢制限は設けておりません。

タクシー券は初乗り料金相当の券となりますので、介助者等の同乗者についても割引が適用され、利用できる現状です。

(2) 両制度とも地域生活支援事業の中で実施しております。地域生活支援事業は、各自治体で規定を設け運用されているので、市町村間での連携は難しい状況です。両制度の補助事業としての扱いはなくなり、各自治体の単独事業となっており難しいと考えられますが、再び県の補助事業として扱っていただくよう要望してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。【保育課】

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

また、育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可保育所等の増設については、上尾市子ども子育て支援事業計画に基づき、待機児童の解消に向けた整備を進めております。平成30年4月には、認可保育所1園、小規模保育施設1園、事業所内保育事業所1園が新設されたところです。また、

育成支援児童の受入れ（障害児保育）については、必要に応じ受け入れ枠を調整し対応しているところです。

施設整備をはじめとする補助の要望等については、子ども・子育て支援新制度における各種施策を踏まえつつ、必要に応じ行ってまいります。

2、待機児童をなくすために、処遇を改善し、保育士を確保してください。【保育課】

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を行なってください。

【回答】

本市では、子ども・子育て支援新制度による保育士の処遇改善支援や、保育士の負担軽減、離職防止を図ることを目的とした保育士補助者雇上強化事業を実施しています。また、保育所等を運営する法人等に対し、保育士用の宿舍の借り上げにかかる経費の一部を補助する保育士宿舍借り上げ支援を実施し、保育士確保施策の推進を図っているところです。

3、保育料を軽減してください。【保育課】

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減事業を拡充して下さい。

【回答】

本市では、県との共同事業として、3歳未満の第3子以降の保育料の全額減免を実施し、多子世帯の保育料軽減に努めております。国基準額と市基準額の差額分等につきましては、2018年度予算における試算は行っていないため、2014年度の実績ベースでお答えしますと、公立保育所分の保育料の差額の総額は200,055,540円、私立保育所分の保育料の差額の総額は219,482,190円、一人あたりの差額は平均で月額13,746円となります。

4、保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任をはたしてください。

【保育課】

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。安心安全な保育をするためにも、研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

また、保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援をしてください。

【回答】

子ども・子育て支援新制度による量の拡充や質の向上を図りながら、本市が果たすべき役割を担ってまいります。また、市民ニーズを踏まえて策定した「上尾市子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育施設の整備を進めるとともに、育児休業取得にかかる上の子の保育の継続をはじめ、多子世帯・ひとり親世帯等の保育料の軽減拡充や、生活保護世帯等への実費徴収にかかる補足給付などの支援を継続して

実施してまいります。

【学童】

5、学童保育を増設してください。【青少年課】

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

学童保育を必要とするすべての児童・家庭が入所できるよう、29年度は2クラス、30年度は1クラスを開所しているところです。今後も適正な施設規模での健全育成が実施できるように努めてまいります。

6、学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。【青少年課】

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で約半数、「キャリアアップ事業」で約2割にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。また、民営学童保育のみを対象としている県単独の施策・補助について、すべての地域が対象となるように拡充を図ってください。

【回答】

平成27年度から、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用し、運営委託料に加算しております。

「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の活用については、必要性を見極めながら、検討してまいります。

7、政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないようにはたらきかけてください。

【青少年課】

【回答】

放課後児童クラブを利用している、あるいは利用する人にとって、より良い基準省令となるように、地方分権改革に関する提案募集などを利用してまいります。

【子ども医療費助成】

8、子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

【子ども支援課】

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なっ

ださい。

【回答】

こども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」までに拡大することにつきましては、現段階では予定しておりません。今後は、他市の動向を注視していきたいと考えております。また、中学3年生までの助成の拡大について引き続き国や県へ要望を行っていく予定です。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」を全ての自治体がカウンター上など目につく場所に置いて、市民、町民の皆さんが自由に手に取り、生活保護制度を理解できるようにしてください。【生活支援課】

生活保護制度は憲法第25条に基づく国民の権利です。しかし制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行き着かないことがあります。また、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

市といたしましても、市民の皆さんに生活保護制度を正しく理解していただく必要性は認識しております。ただ自由に「生活保護のしおり」を手にとることができることで、ほかの市民の目を気にする人もいることから、市としても配慮すべきことと考えております。このことから現在、市のホームページに生活保護と生活困窮者自立支援に関するコンテンツを新たに作成し、近々公開できるよう準備を進めているところです。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われる行為のない対応をしてください。【生活支援課】

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家があるから、車を保有しているから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

生活保護の申請については、その申請権を阻害していると思われる行為・言動はすべきでないと、各自治体は国から指導を受けているところです。

市としては、面接時に申請の意思を必ず確認することや、申請時に必要な書類が不足しているなどの理由で申請を妨げないこと…等を徹底しております。

3、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。【生活支援課】

毎年の資産調査が実施されたことや要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や被保護者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。現業職員への研修機会を増やすなど制度周知を徹底してください。

【回答】

本市の生活保護担当ケースワーカー数は、社会福祉法に規定する基準数を下回っていることから、増員要求をしてきており、今年度1名増員となりました。しかしながら平成28年度に、被保護世帯数・人員数の増加率が県内40市の中で一番を記録するなど増加傾向が続いていることから、増員要求は続けていきたいと考えております。なお増員要求では社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者の配置や、査察指導員にはケースワーク経験のある職員の配置を要望しているところです。

また異動してきた職員には社会福祉主事資格取得のための通信教育による研修の受講を義務付けているほか、経験年数に関係なく各種研修に積極的に参加をさせております。

4、市民のくらしを破壊する、税金徴収、差押えの強行はやめてください。【納税課】

市民のくらしを破壊するような徴収のやり方、差押えはしないようにしてください。債権回収にあたっては健全な財政運営に資する事だけを目的とするのではなく、市民生活の安心の確保に資することを目的に含めてください。生活困窮者に対しては徴収停止や債権放棄など、生活上の諸課題の解決や生活再建に資する総合的な支援を可能とする対応を制度化してください。

【回答】

市税等が納期限までに納付されなかった場合には、法令に基づく督促状の送付に加え、電話催告や文書催告によって早期の納税を勧奨するとともに、納税が困難な方々への納税相談を呼びかけております。この納税相談等において、収入や財産状況を確認し、必要と認められる場合には滞納処分を執行を停止する等の緩和措置を適用しています。ただし、これらの催告等にもかかわらず納付や相談がされず、または誓約を履行せずに完納の見込みがたたない場合には、財産調査のうえで財産の差押を行い市税等に充当する場合があります。

5、地域における貧困問題を解決するために、地域の生活困窮者の状況を把握するとともに、実情に応じて積極的に施策を行ってください。【生活支援課】

(1) 行政の各部署が連携して生活困窮者に対応し、生活困窮者自立支援事業および生活保護に適切に繋いでいけるようにし、自立支援事業を積極的に展開するとともに、それが生活保護を抑制するためのものにならないよう留意してください。

【回答】

市役所内の各部署の連携につきましては、個人情報取り扱い、ならびに生活保護法第7条に規定する「申請保護の原則」に抵触しないことに限られると考えます。

(2) 地域における生活困窮者の状況の把握につとめ、生活保護の補足率の改善に努力してください。民生委員の研修や活動費の改善について検討してください。

【回答】

上尾市民生委員・児童委員協議会連合会には、現在316人の民生委員・児童委員、主任児童委員がおり、10地区に分かれ活動しております。各地区から生活福祉に関する担当委員を集め、連絡会を組織し、視察も含め、年3回の研修を行い、そこで得た情報を各地区の民生委員・児童委員協議会の活動に役立ててもらっております。

研修では、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度など、幅広い研修を実施しております。また、民生委員・児童委員から生活支援課に相談者をつなげる取組も行っており、その事例も民生委員・児童委員に照会しております。

今後も生活困窮者の支援につながる内容の研修を充実させていきたいと考えております。

(3) 住民と直接向き合い、福祉の向上をはかることを基本とする自治体として、生活相談や自立支援事業、生活保護の業務を通して、地域の生活困窮者の状態を全体的に把握し、現行の生活保護基準や運用について調査・検討を行ってください。

【回答】

生活困窮者の実態把握等につきましては、市として対応する体制ができておりません。上尾市地域福祉計画においては、民生委員や地域の協力を得ながら、相談・支援につなぐことを提起しております。今後も市全体で支えていくためにも、相談・支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

(4) 国に対し、10月から予定される生活保護基準の改定について再検討を行い、生活保護基準を引き上げるよう意見を上げてください。

【回答】

生活保護事務の実施にあたっては、国が定めた認定基準である「保護基準」等に基づき厳正に執行しており、国が関与していることから、今後も国の動向を注視してまいります。

(5) 生活保護を受給する高齢者の半数が年金受給者であることから、年金制度を抜本的に改善するよう、国に意見を上げてください。とりわけ低年金者対策を重視するよう、国に意見を上げてください。

【回答】

市として対応する予定はありません。

以上